第１章　計画策定の基本的な考え方

１　計画策定の趣旨等
２　計画の基本的な考え

１　計画策定の趣旨等

（１）計画策定の趣旨

○　地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について、県・市町村の関係部局はもとより、保健・福祉等の関係機関や専門職も含めて協議の上、住民と一体となって支え合うことができる目標を設定し、計画的に整備していく行政計画です。

○　地域福祉計画は、平成 12 年（2000 年）6 月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、都道府県地域福祉支援計画及び市町村地域福祉計画からなり、それぞれ策定することとされています。

○　地域福祉計画は、これまで地域社会を取り巻く環境の変化や、法制度の改正等を踏まえて見直しがなされ、都度改定されてきています。

○　本県においては、平成 16 年（2004 年）3 月に「第一次千葉県地域福祉支援計画」を策定して以降、地域福祉を取り巻く環境の変化等を踏まえながら計画の改定を重ねてきました。直近では、令和 5 年（2023 年）9 月に「第四次千葉県地域福祉支援計画」を策定し、地域共生社会の実現に向けた取組を推進してきました。

○　今般、令和 8 年（2026 年）に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律の趣旨を踏まえるとともに、地域生活課題の複雑化・複合化のほか、孤独・孤立の深刻化など地域福祉を取り巻く環境の変化に対応し、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進を図るため、新たに「第五次千葉県地域福祉支援計画」を策定することとしました。

（２）計画の位置付け

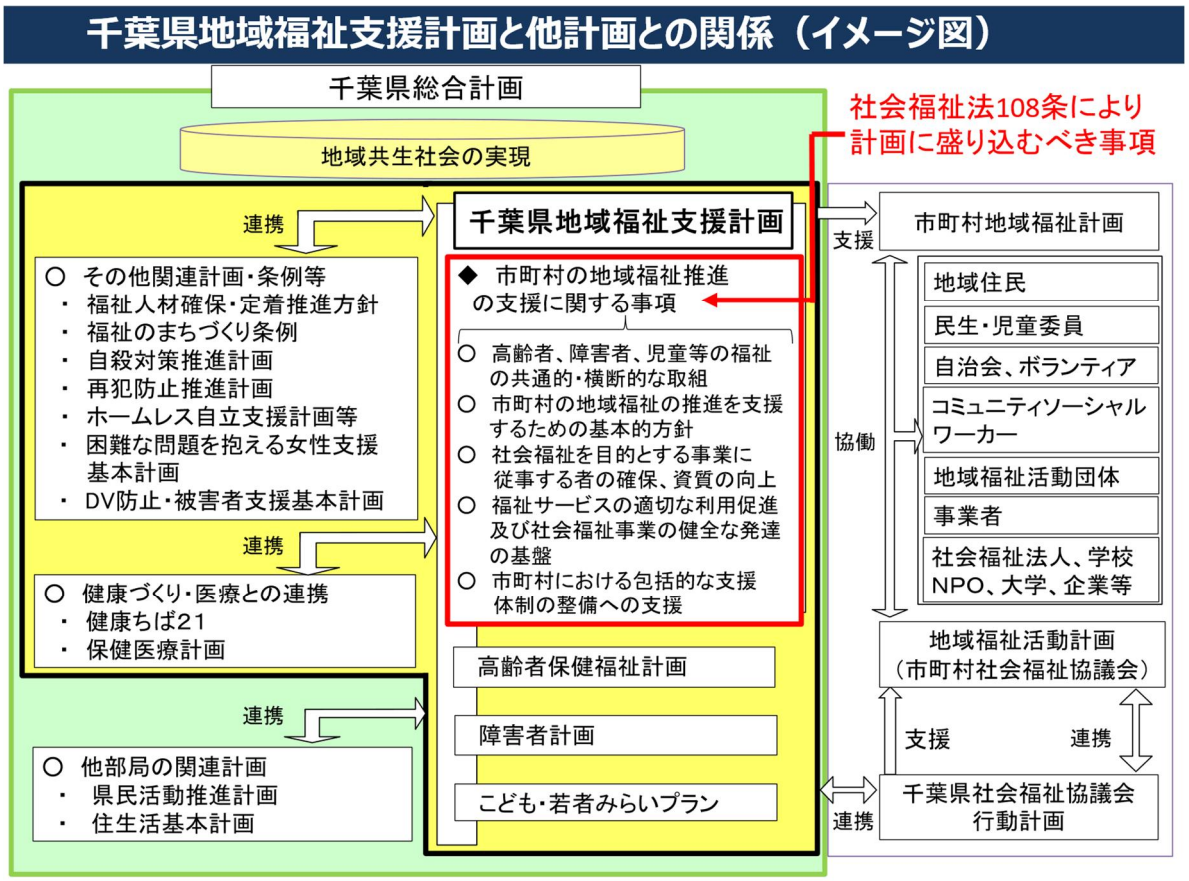
○　「千葉県地域福祉支援計画」は、社会福祉法第 108 条に基づき、市町村地域福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画です。併せて、千葉県における地域福祉推進の基本方針であり、各分野において共通して取り組むべき事項を示すこととしています。

○　各分野の具体的施策については、個別の計画（高齢者保健福祉計画、障害者計画、こども・若者みらいプラン等）において推進されることを基本とします。

○　この計画の推進に当たっては、福祉、医療、健康づくりの各計画と連携するとともに、広く地域社会づくりに資するよう、県民活動、住まい、教育、こども・若者支援等の他分野の施策とも連携します。

（３）計画期間

○　計画期間は、令和 9 年度（2027 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 3 年間とします。



２　計画の基本的な考え

○　少子高齢化や人口減少、地域社会の脆弱化等の社会構造の変化の中で、老老介護、8050 問題、ヤングケアラー、ひきこもり等、個人や世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加え、それらを一体的に捉えて支援していくことが求められています。人々が様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことのできる地域共生社会の実現が求められています。

○　地域の様々な動きに目を向けると、人と人とのつながりや参加の機会を生み育む多様な活動を通して、これまでの共同体とは異なる新たな縁が生まれています。その中には、特定の課題の解決を念頭に始まる活動だけでなく、参加する人たちの興味や関心をきっかけとして、関係性が豊かなコミュニティの形成につながっているものもあります。

○　自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティアなどの日常生活圏での活動、小・中学校単位の小域福祉圏、市町村の基本福祉圏、県全域の広域福祉圏へと幾つもの福祉圏の輪を広げながら、福祉サービスのネットワークづくりや包括的な相談支援体制の整備を促進し、県・市町村は住民等と協働して地域福祉活動を推進してきました。

○　このような中、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、地域生活課題の複雑化・複合化、多様化への対応や、地域におけるつながりや支え合いの一層の推進が求められています。

○　このため、県では、第四次千葉県地域福祉支援計画に基づく取組の成果や課題、市町村実態調査結果及び地域福祉を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進を図るため、「第五次千葉県地域福祉支援計画」を策定することとしました。

○　本計画は、第四次計画における目的、理念、施策の柱及び基本方策を基本としつつ、地域福祉を取り巻く課題や社会環境の変化等を踏まえ、本県における地域福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

（１）計画の目的

○　本計画は、地域生活課題の複雑化・複合化や多様化に対応し、支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域住民、関係機関等が連携して地域共生社会の実現を目指すものです。地域で発生し、又は発生する懸念がある福祉課題に対し、県、市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって協力しあって「誰一人取り残さない、孤立させない、つながる」地域社会の実現を図っていくことを目的として策定します。

○　計画には、県独自に実施する施策と市町村を支援する施策を記載しています。特に市町村支援に当たっては、事前に協議し、市町村の意向を尊重しながら、協働して取り組んでいきます。

（２）計画の理念

～「未来を照らし　共に生きる　共に創る　地域共生社会」を目指す～

地域福祉を推進するためには、ひと、地域、自然の全てが「共に生きている」という原点・前提に立ち返り、お互いの違いを認め合う人権の尊重の視点や、少子高齢化、人口減少、災害の激甚化、新たな感染症の脅威の中で、未来に向かって共に生きる視点が必要です。地域共生社会は、地域住民が主体となり、市町村、地域福祉の関係者、県、地域全体で共に創っていく社会であると考えています。

そこで、本計画の理念を「『未来を照らし 共に生きる 共に創る 地域共生社会』を目指す」としました。

○　未来を照らし

未来を照らすとは、千葉県総合計画の基本理念である「～千葉の未来を切り開く～『まち』『海・緑』『ひと』がきらめく千葉の実現」を踏まえ、地域福祉の視点や福祉施策の方向性をしっかりと見据え、その実現を図っていきます。

○　共に生きる

地域共生社会は、住民一人一人がそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的に取り組むことにより初めて実現できるものです。未来に向かって共に生きていくことが必要です。

○　共に創る

「創る」とは、新たな価値やつながりを生み出していくことを意味しており、社会全体で創意工夫を重ねながら、より良い地域社会の実現を目指します。

【地域共生社会の理念】
「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものです。

（３）計画の方向性

①　第五次計画の方向性

○　第五次計画は、第四次計画の目的、理念及び施策体系を継承しつつ、地域生活課題の複雑化・複合化や社会環境の変化に対応するため、地域福祉施策の更なる充実と支援体制の強化を図るものです。

○　また、第四次計画の推進に当たって把握された課題や、市町村実態調査の結果、近年の社会環境の変化等を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進します。

②　施策充実の方向性

ア　孤独・孤立対策の推進

現状・課題

○　単身世帯の増加や地域コミュニティの希薄化等により、人と人とのつながりが弱まり、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されています。

○　また、市町村実態調査においても、住民同士のつながりや地域における支え合い機能の脆弱化が課題として挙げられています。

○　孤独・孤立の予防や早期把握を図るため、地域における居場所づくりやつながりづくり、包括的な相談支援体制の整備など、人と人、人と社会とのつながりを支える取組を進めていく必要があります。

施策充実の必要性

○　令和６年４月に施行された孤独・孤立対策推進法を踏まえ、孤独・孤立の予防、早期把握及び適切な支援につなげる取組に加え、人と人、人と社会とのつながりづくりを一層推進することが求められています。

今後の方向性

○　地域における居場所づくりや交流機会の創出の支援を進めるとともに、官民連携による孤独・孤立対策を推進し、誰もが地域社会との関わりを持ちながら安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

イ　地域福祉の担い手及び福祉人材の確保・育成等

現状・課題

○　少子高齢化や生産年齢人口の減少が進む中、福祉ニーズが増加・多様化する一方で、福祉サービスを支える人材の確保が課題となっています。

○　また、市町村実態調査では、地域福祉の担い手や福祉人材の不足、高齢化、固定化が大きな課題として挙げられています。

○　地域福祉活動を支える担い手の確保が難しくなる中、地域生活課題は

複雑化・複合化しており、多様な主体が連携して地域福祉を支える体制づくりが求められています。

施策充実の必要性

○　福祉ニーズが複雑化・多様化する中、地域において必要な福祉サービスを持続的に提供していくため、専門性を有する福祉人材の確保・育成・定着に加え、地域福祉活動を支える担い手の確保・育成を進める必要があります。

今後の方向性

○　福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組を推進するとともに、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ＮＰＯ、ボランティア、企業等の多様な主体の参画と連携を促進し、地域福祉を支える基盤の強化を図ります。

ウ　権利擁護体制の推進

現状・課題

○　認知症高齢者や身寄りのない高齢者が増加する中、成年後見制度の利用促進や権利擁護支援体制の充実が課題となっています。

○　また、市町村実態調査においても、頼れる身寄りのない高齢者等への対応が課題として挙げられています。

○　成年後見制度の利用促進に向けた市町村計画の策定や中核機関の整備が進められているものの、未策定・未整備の市町村もあることから、引き続き取組を進める必要があります。

施策充実の必要性

○　「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、成年後見制度の見直し及び社会福祉法等の制度改正の動向を踏まえ、判断能力が不十分な人や身寄りのない高齢者等を地域で支える権利擁護支援体制の充実、成年後見制度の利用促進及び関係機関の連携強化が求められています。

今後の方向性

○　国の成年後見制度利用促進に関する施策の方向性を踏まえ、権利擁護支援体制の充実を進めるとともに、認知症高齢者や身寄りのない高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進します。

（４）ＳＤＧｓの理念に基づく「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現

○　ＳＤＧｓ（エス・ディー・ジーズ）とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。平成 27 年（2015 年）９月の国連サミットで採択されたもので、国連に加盟している 193 か国が、平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの 15 年間で達成するために掲げた目標です。

○　ＳＤＧｓは、国際交流が深まり経済活動が活発化し豊かになる一方で、所得格差による貧困や飢餓、自然環境が破壊され、経済・社会の基盤となる地球の持続可能性が危ぶまれたことに起因して、「誰一人取り残さない」という理念のもとに、１７のゴールと１６９のターゲットを掲げ、各国で積極的に取り組まれています。

○　ＳＤＧｓは、国際交流が深まり経済活動が活発化し豊かになる一方で、所得格差による貧困や飢餓、自然環境の破壊などにより、経済・社会の基盤となる地球の持続可能性が危ぶまれたことを背景として、「誰一人取り残さない」という理念のもとに、17 のゴールと 169 のターゲットを掲げ、各国で積極的に取り組まれています。

○　我が国においても、平成 28 年（2016 年）5 月に総理大臣を本部長とする「ＳＤＧｓ推進本部」が設置され、国内実施と国際協力の両面から取組が進められています。また、本県においても、県民、企業、大学、行政などによる連携・協働の取組を促進し、ＳＤＧｓの普及・啓発を通じて持続可能な社会の実現を目指しています。

○　本計画における取組は、ＳＤＧｓの理念と重なることが多いことから、ＳＤＧｓの推進と連携しながら地域福祉の推進に取り組み、地域共生社会の実現と持続可能な地域社会の形成を目指すことで、ＳＤＧｓの達成に貢献します。

